

事 務 連 絡

令和7年2月14日

公益社団法人 全日本不動産協会 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除の利用状況に関する調査について（協力依頼）

日頃より、住宅行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省住宅局においては、第208回国会における税法改正附帯決議及び令和6年度与党税制改正大綱にて、租税特別措置に係るEBPM（Evidence Based Policy Making）の徹底等が求められていることを踏まえ、EBPMの観点から主要な住宅税制の効果検証を進めています。

そのため今般、「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」の効果を検証するため、以下のとおりアンケート調査を行うことといたしました。つきましては、回答の収集についてご協力をお願いいたします。

本アンケート調査の結果につきましては、今後の税制改正等に向けた検討において活用させていただきます。

【調査概要】

○調査名：空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除の利用状況に関する調査

○調査対象：調査対象は以下のとおりです。

①相続した空き家（相続した時点で誰も利用していない一戸建て住宅に限り、マンション・長屋等の区分所有建物を除く。以下同様。）を概ね平成28年以降に売却した（又は相続済でこれから売却予定の）方

②平成28年4月1日～令和6年12月31日の期間において、相続した空き家の売却を仲介した事業者又は相続した空き家を仲介を介さずに直接買い取った事業者

○調査方法：WEBフォームによる回答収集

○調査期間：令和7年2月14日（金）～令和7年3月31日（月）

○協力依頼事項：

調査対象①へのアンケート調査については、以下の実施をお願いいたします。

- ・可能な範囲内で、貴協会員から相続した空き家を売却した方へ、メール等にてアンケート調査回答を依頼いただく
- ・可能な範囲内で、貴協会員から相続した空き家を現在売却しようとしている方へ、対面又はメール等にてアンケート調査回答を依頼いただく

調査対象②へのアンケート調査については、貴協会員による回答をお願いいたします。

○WEBフォームのURL：調査対象によってURLが異なります。

- ・調査対象①へのアンケート調査 <https://forms.office.com/r/SAn3xd9YS8>
- ・調査対象②へのアンケート調査 <https://forms.office.com/r/xR9U6xjVaW>

【お問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅総合整備課 TEL：03-5253-8111（内線 39-375）